

第1章 計画策定の趣旨

1 趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このため、自殺対策は、社会における自殺のリスク要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて社会全体でリスクを低下させるように、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて、強力かつ総合的に推進することが重要です。

我が国の自殺者数は、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げてきました。

しかし、令和2年には11年ぶりに増加に転じ、その後2万1千人台で推移しています。また、小中高生の自殺者数は近年増加傾向となっており、令和4年には過去最多の水準となっています。

そうした中、政府では自殺対策の指針として定める自殺総合対策大綱について令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など」を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

本市では、平成31年3月に「千歳市生きるを支える自殺対策計画」（期間：平成31年度から令和5年度）を策定し、「誰も自殺に追い込まれることがなく、一人ひとりが「命」の尊さを理解し合い、ともに支え合う、安心して暮らすことができる千歳市の実現」を基本理念に掲げて、基本施策「①自殺対策を支える人材育成の強化、②市民への啓発と周知、③生きることへの促進要因への支援、④地域における連携とネットワークの強化」と重点施策「①勤務問題への対策、②子ども・若者への対策（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）、③高齢者への対策、④生活困窮者への対策」を設定し、自殺対策の推進に関する様々な取組を実施してきました。

本計画は、これまでの経過や取組を踏まえ、自殺対策基本法の趣旨や自殺総合対策大綱に基づいて、本市における自殺に関する情報収集や現状分析を通じて地域の課題を抽出し、自殺の実態と特性に即したきめ細かな対策に取り組むことにより、市民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現のため、自殺対策を総合的に推進する計画として策定しました。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。なお、「自殺対策基本法」など関係制度の改正等があった場合には、必要性に応じて、見直しを行うこととします。

【表1.3.1】 自殺対策計画の計画期間

計画名	西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
	和暦	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
北海道自殺対策行動計画		第4期 (2023～2027)				次期						
千歳市生きるを支える自殺対策		第2次 (2024～2028)				次期						

【表1.3.2】 千歳市総合計画及び保健福祉関係別個別計画の計画期間

計画名	西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
	和暦	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
千歳市総合計画		第7期 (2021～2030)							次期			
千歳市地域福祉計画		第4期 (～2024)	次期									
千歳市健康づくり計画		第3次 (2024～2035)										
千歳市食育推進計画		第4次 (2024～2028)				次期						
千歳市国民健康保険・データヘルス計画 千歳市国民健康保険特定健康診査等実施計画		第3期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画 (2024～2029)							次期			
千歳市高齢者福祉計画 千歳市介護保険事業計画		第9期 (2024～2026)			次期							
千歳市障がい者計画 千歳市障がい福祉計画 千歳市障がい児福祉計画		第7期・第3期 (2024～2026)			次期							
千歳市子ども・子育て支援事業計画		第2期 (～2024)	次期									
千歳市教育振興基本計画		現行 (2021～2030)							次期			

4 計画の策定体制

本計画は、千歳市保健福祉調査研究委員会、千歳市保健福祉推進委員会などでの協議を経るとともに、市民アンケート調査や、パブリックコメントを実施し、市民の意見の集約・周知を図り策定しました。

(1) 千歳市保健福祉調査研究委員会

保健福祉施策の推進に当たり、社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した総合的な調査研究を行うため、千歳市内の保健、福祉、医療の関係機関や団体の代表者を中心とした委員で構成する附属機関から、専門的かつ総合的な見地での幅広い意見をいただきました。

(2) 千歳市保健福祉推進委員会及び千歳市自殺対策計画検討会議

保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」及び課長職による「千歳市自殺対策計画検討会議」において、組織横断的な取組について総合的な検討を行いました。

(3) 第2次千歳市自殺対策画策定のための市民アンケート調査

千歳市民活動の実態や課題、今後の意向などを把握し、施策の検討や計画策定に反映することを目的として、市民を対象とした意識調査を実施しました。

(4) 第2次千歳市自殺対策画策定のためのパブリックコメント

計画策定に当たり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの実施期間：

令和5年12月18日～令和6年1月19日

①パブリックコメントの実施方法

- ・計画素案の公表：市役所、各支所などの公共施設等20か所への計画素案の設置、市ホームページで公表
- ・市民からの意見の回収方法：郵送、ファクシミリ、意見箱、電子メールなど

②パブリックコメントの実施結果

- ・意見はありませんでした。